

目次

第1章 総則
第2章 会員
第3章 役員及び職員
第4章 会議
第5章 会計
第6章 規約の変更および解散
第7章 補則
附則

第1章 総則

(名称)

第1条 当会は、信州留学生就職促進コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）と称する。

2 前項に定める名称の通称を留JOB信州（りゅう じょぶ しんしゅう）とする。

(目的)

第2条 コンソーシアムは信州地域の特色を活かしながら、外国人留学生の地元企業への就職を支援、定着することにより、我が国及び地域社会が活性化され、ひいては長野県内の産業力が向上されることを目的とする。

(事業)

第3条 コンソーシアムは前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 外国人留学生を対象とした「ビジネス日本語教育」、「キャリア教育」、「インターンシップ・プログラム」、「就職マッチング」の実施に係る支援

(2) 会員企業（団体）における外国人従業員を対象とした「リカレント教育プログラム」の開発・実施に係る支援

(3) 外国人留学生及び従業員の地域での生活を支援する地域協働ネットワーク構築に係る支援

(4) その他コンソーシアムの目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(種類)

第4条 コンソーシアムは、第2条に掲げる目的に賛同し、その事業を積極的に支援する団体を会員として組織する。

(入会)

第5条 新たにコンソーシアムの会員となることを希望する団体は、入会申込書を会長に提出する。

2 会長は、第17条に定める運営会議の議を経て、入会の可否を決定する。

(負担金)

第6条 会員はコンソーシアムの運営に必要な経費を負担するものとし、詳細は別に定めるところによる。

(資格の喪失)

第7条 会員は、次の事由によりその資格を喪失する。

- (1) 退会した時
- (2) 法人である会員が解散したとき
- (3) 除名されたとき

(退会)

第8条 会員が退会するときは、理由を付して退会届を会長に提出しなければならない。

(除名)

第9条 コンソーシアムの会員が、コンソーシアムの名誉を棄損し、又はコンソーシアムの目的に反するような行為をしたとき、コンソーシアムは運営会議の決議により、当該会員を除名することができる。この場合において、運営会議において議決する前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第10条 既に納入した負担金、その他の抛出金は返還しない。

第3章 役員及び職員

(役員)

第11条 コンソーシアムに次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 監事 1名

2 役員は第17条に定める運営会議において互選により選任する。

(役員 of 責務)

第12条 会長はコンソーシアムの業務を総理し、コンソーシアムを代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは副会長がその職務を代行する。

3 監事はコンソーシアムの業務及び財産の状況を監査する。

(役員 of 任期)

第13条 コンソーシアムの役員 of 任期は2年とし、再任を妨げない。

2 任期途中で役員を交代した場合 of 後任者 of 任期は、前任者 of 残任期間とする。

3 役員は、その任期満了後でも、後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(役員 of 解任)

第14条 役員が次の各号 of いずれかに該当するときは、運営会議総数 of 3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身 of 故障のため、職務 of 執行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員にふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第 15 条 役員は、無給とする。

2 役員の報酬に関し必要な事項は、運営会議の議を経て、会長が決定することができる。

(事務局)

第 16 条 コンソーシアムの事務を処理するため、事務局を置く。

2 コンソーシアムは事務局を長野県松本市旭 3 丁目 1 番 1 号所在の国立大学法人信州大学国際部国際企画課に置く。

第 4 章 会議

(運営会議の設置)

第 17 条 コンソーシアムの最高議決機関として、運営会議を置く。

(会議の構成)

第 18 条 運営会議は第 4 条に規定する会員の団体に属する者で構成する。

2 会長が必要と認めたときは、構成員以外の者の出席を求め、必要に応じて意見を聞くことができる。

(運営会議の開催)

第 19 条 運営会議は、会長が必要と認めたときに、招集する。

2 会長は、運営会議構成員の 3 分の 1 以上から会議に付議すべき事項が示され運営会議の招集を請求されたときは、速やかに運営会議を招集しなければならない。

(運営会議の議長)

第 20 条 運営会議の議長は、会長がこれにあたる。

(運営会議の権能)

第 21 条 運営会議は、次の事項を議決する。

(1) 事業方針の承認

(2) 事業計画及び収支予算の承認

(3) 事業報告及び収支決算の承認

(4) その他コンソーシアムの運営に関する重要事項

(運営会議の定足数)

第 22 条 運営会議は、委員総数の過半数の出席（オンラインによる出席を含む）がなければ、議事を開き議決することができない。

(1) やむを得ない理由のため、運営会議に出席することができない委員は、代理人をもって議決権を行使することができる。これにより議決権を行使した委員は出席したものとする。

(2) やむを得ない理由のため、運営会議に出席することができない委員は、会長あてに書面もしくは電磁的方法をもって委任状を提出し、欠席することができる。これにより会長は、定足数の算定において、書面もしくは電磁的方法による委任をされた者を出席とみなし、議事を開き、議事を決することができる。

(議決)

第 23 条 運営会議の議事は、出席した委員の 2 分の 1 以上の同意をもって決する。

(議事録)

第 24 条 運営会議の議事は、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 委員の現在数
- (3) 出席者数及び出席者の氏名(議決委任者を含む)
- (4) 審議事項及び議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、出席者の中からその会議において選任された議事録署名人 2 人が署名押印しなければならない。

(書面による運営会議)

第 25 条 会長は、必要と認めるときは、書面による持回り審議によって、運営会議の開催に替えることができる。

2 書面による運営会議の議事録は、第 24 条第 1 項及び第 2 項を準用する。

(推進チーム会議の設置・構成)

第 26 条 運営会議の下に推進チーム会議を置く。

2 推進チーム会議は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 第 4 条に規定する会員で、会長が必要と認めるもの
- (2) その他会長が必要と認めるもの
- (3) 第 16 条に規定する事務局職員

(推進チーム会議の開催)

第 27 条 推進チーム会議は、必要に応じて開催する。

(推進チーム会議のリーダー)

第 28 条 推進チーム会議には、リーダー及びサブリーダーを置く。リーダーは会長が指名し、サブリーダーは構成員の中からリーダーが指名する。

2 リーダーの任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。

3 リーダーは、推進チーム会議を招集し、その議長となる。

4 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故があるときリーダーを補佐し、又はリーダーが欠けたときは、その職務を代行する。

(推進チーム会議の定足数等)

第 29 条 推進チーム会議は、構成員の 3 分の 2 の出席により成立する。

2 リーダーは、やむを得ない理由のため、構成員が推進チーム会議に出席できない場合は、代理の出席を認めることができる。

3 推進チーム会議が必要と認めたときは、構成員以外の者の出席を求め、必要に応じ意見を聴くことができる。

(推進チーム会議の協議事項)

第 30 条 推進チーム会議は、次の事項を協議する。

- (1) 事業方針，事業計画の企画・立案に関する事。
- (2) その他コンソーシアムの事業全体の企画調整に関する事。

第5章 会計

(事業計画及び予算)

第31条 コンソーシアムの事業計画及び予算は，運営会議の承認を受けなければならない。

2 会長は前項の事業計画又は予算を変更しようとするときは，運営会議の承認を受けなければならない。ただし，軽微な変更については，この限りではない。

(事業報告書及び決算諸表)

第32条 コンソーシアムの事業報告書及び収支計算書は当該年度終了後3ヶ月以内に，監事の監査及び運営会議の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第33条 コンソーシアムの会計年度は毎年4月1日に始まり，翌年3月31日に終わる。

第6章 規約の変更および解散

(規約の変更)

第34条 この規約は運営会議において委員総数の3分の2以上の同意を得なければ，変更することができない。

(解散)

第35条 コンソーシアムは，次に掲げる事由により解散する。

- (1) 運営会議における委員総数の4分の3以上の議決
- (2) 法人化
- (3) 破産

2 コンソーシアムの解散の場合における残余財産の処分方法は，運営会議の決議をもってこれを定める。

第7章 補則

第36条 この規約に定めるもののほか，コンソーシアムの運営に関し必要な事項は，運営会議の議決を経て，会長が別に定める。

附則

- 1 この規約は，令和4年6月24日から施行する。
- 2 コンソーシアム設立当初の役員の任期は，第13条第1項の規定にかかわらず，令和6年3月31日までとする。
- 3 コンソーシアムの設立当初の会計年度は，第28条の規定にかかわらず，コンソーシアム設立の日から令和5年3月31日までとする。